



《会計・税務の知識》会社法：会社分割の手続

はじめに

前回は合併の主な手続について簡単にお伝えしましたが、今回は合併と同じように M&A で行われている会社分割の主な手続についてご紹介します。

1. 会社分割の定義、種類

会社分割については、会社法上、吸収分割及び新設分割の2種類あり、以下の定義が置かれています(以下では、対象となる事業を分割する会社を分割会社、引継ぐ会社を承継会社とします)。

吸収分割	株式会社又は合同会社が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後、他の会社に承継させるもの(会社法2条29号)
新設分割	1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させるもの(会社法2条30号)

事業に関する権利義務を分割することができる会社は、株式会社と合同会社に限定されています。これは合名会社や合資会社では、無限責任社員が会社の債務について連帯保証をしているのと同様と考えられることから、両社が分割会社になることを認めた場合、債権者に過度な不利益を負わせる可能性や権利関係が複雑化する可能性があるためと考えられております。

また、会社法上、会社分割は承継会社の株式を分割会社に割当てる場合(分社型分割)のみ認められており、分割会社の株主に直接割当てる(分割型分割)ことは認められておりませんが、当該株式を会社分割の効力発生日に、分割会社の株主に現物配当することで、同様の効果を得ることができます。

2. 会社分割の手続

会社分割についても合併と同じように、会社法や独占禁止法において様々な手続が必要とされています。ここでは吸収分割の主な手続について紹介します

主な手続	補足説明
①分割契約の締結 (会社法757条)	分割契約の中で①分割当事会社の商号と住所、②分割の対象となる資産・債務・雇用契約及びその他の権利義務に関する事項、③当該分割により分割会社又は承継会社の株式を承継会社に承継させる時は、その株式に関する事項、④分割に係る対価に関する事項等を記載します。
②本店での一定事項の事前開示 (会社法782条、794条)	開示期間は6ヵ月です。合併と同じように、事前開示は株主の他に債権者保護の観点から、原則開示内容及び開示期間は省略・短縮はできないものとされています。
③債権者保護手続 (会社法789条、799条)	債権者のうち、会社分割後も分割会社に履行を請求できる債権者は、当該手続の対象にはなりません。
④公正取引委員会へ届出書提出 (独占禁止法15条の2)	分割会社の売上高200億円を超える事業を、売上高が50億円を超える会社に承継させる場合等に必要とされます(※)。
⑤株式買取請求の手続 (会社法785条、797条)	会社分割に反対の株主は会社分割効力発生日の20日前から効力発生日前日までに、請求権行使の旨を通知する必要があります。
⑥株主総会決議 (会社法783条、795条)	原則特別決議ですが、略式分割や簡易分割の場合には株主総会決議を省略することができます。
⑦分割登記	第三者への対抗要件として必要になります。
⑧本店での一定事項の事後開示(会社法801条)	会社分割の効力発生後、分割の当時会社の株主・社員・債権者に対して、会社分割無効の訴え(会社法828条)を提起するかの判断するための情報提供のために必要になります。

※ 分割当事者が親子会社間等同一の企業結合集団に属する場合には届け出が免除されます。

3. 終わりに

実際に企業が会社分割を行う場合には、上記の他にストラクチャーの設計、税務等様々な観点からの検討が必要になるため、ご検討される場合には、是非弊所まで一度ご相談ください。(担当：渡邊)